

## 委 託 業 務 仕 様 書

- 1 委託業務の名称 電話交換設備保守点検業務（以下「本業務」という。）
- 2 委託業務の場所 倉吉市東昭和町150番地 烏取県立厚生病院（以下「委託施設」という。）
- 3 委託業務の概要 委託施設で使用しているデジタル電話交換機・局線中継台等の電話交換設備（以下「委託設備」という。）の保守点検を行う。
- 4 履 行 期 間 令和8年4月1日から令和11年3月31日まで
- 5 委託業務の内容
- (1) 委託設備  
別紙1「委託設備一覧」のとおり。
- (2) 業務内容
- ア 定期点検  
委託設備が正常に動作するよう別紙2「定期点検要領」に基づき毎月1回定期点検を行うとともに、必要に応じて予防保全を行う。
- イ 故障発見時の対応  
点検時に故障等の異常を発見した場合は、直ちに発注者に報告する。  
軽微なものについては本業務の中で調整、校正、補修を行うこととし、それ以外のものについては費用等について発注者受注者協議の上で対応すること。
- ウ 緊急対応  
委託設備の故障等や、事故、災害等の緊急事態に発注者から要請があった場合は、1時間以内に技術者を現場に配置し対応する。対応後は、速やかに原因・対応等を発注者に報告する。  
また、緊急対応に備え、交換部品等が円滑に調達できる体制やP BX・コンソール・通信管理ソフトウェアのリビジョンアップに対応できる体制を整備しておく。  
なお、技術者の緊急派遣に係る費用や軽微な作業等に係る費用は受注者負担とし、それ以外については発注者受注者協議の上で決定するものとする。
- エ その他  
委託設備や、これに関連する設備の点検・改修等により、発注者から立会等の要請があった場合や、委託設備の設定変更の依頼があった場合は、これに応じる。この場合、短時間の立会、電話交換機や電話機のデータ変更・設定・端子盤内のジャンパー作業等の軽微な作業等に係る費用は受注者負担とし、それ以外については発注者受注者協議の上で決定するものとする。
- 6 特記事項
- (1) 諸法規の遵守  
本業務に適用される関連法令を遵守すること。  
また、鳥取県環境管理システムの環境方針に沿って、環境負荷の低減に努めるとともに省資源、省エネルギーに配慮すること。
- (2) 共通仕様  
この仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の建築保全業務共通仕様書（令和5年版）による。
- (3) 業務責任者、技術者  
受注者は、委託設備と同一の製造者によって製作されたデジタル電話交換機の保守点検業務に係る実務経験が5年以上の者又は委託設備と同一の製造者による製造者技術講習を受講した者を業務責任者として1名選任すること。  
本業務は、電話交換設備に係る知識・技術を充分に有している者が行うこと。

なお、法令及び仕様書等で資格による作業規制のあるものについては、有資格者がその作業を行わなければならない。

(4) 点検日時・点検方法、作業予定表

受注者は、点検日時について事前に発注者と十分協議し承諾を得た上で作業を行うこと。

なお、委託施設内で事前周知が必要な作業（電話使用に支障をきたす作業等）がある場合は、現地作業の1週間前までに作業予定表を提出するとともに、周知すべき内容について発注者に連絡すること。本業務の実施に当たっては、委託施設の運営に支障を生じないように行うとともに、事故の起こらないように細心の注意を払うこと。

(5) 提出書類

ア 業務計画書

業務実施前に業務計画書を1部提出し、発注者の承諾を得た上で業務を実施すること。

業務計画書には、本業務の概要、業務工程、業務実施体制、緊急連絡体制、業務従事者名簿・資格等について記載すること。

また、業務計画書の内容に変更が生じた場合は、速やかに変更分に係る業務計画書を提出すること。

イ 業務報告書

下記の報告書を各1部提出すること。

(ア) 点検結果報告書（点検実施後。点検日時、点検内容、点検結果、不具合の状況等について記載すること。）を発注者に提出すること。

(イ) 故障時報告書（内容により状況写真添付。随時。軽微なものは省略可能とする。）

(6) 消耗品、交換部品の負担

ア 消耗品

定期点検に必要となる通常の消耗品は受注者の負担とする。

イ 交換部品

交換部品については発注者の負担とする。

(7) 養生及び後片付け

本業務の履行に当たり、既存部分を汚染又は損傷するおそれのある場合は、適切な方法で養生を行うものとし、業務完了後には、作業部分の後片付け及び清掃を行うものとする。

なお、受注者の責めにより既存部分を汚染又は損傷した場合は、既成にならい補修すること。第三者に損害を与えた場合は賠償を行うこと。

## 7 一般共通事項

(1) 調査等

発注者は、必要があると認めるときは、本業務の処理状況について調査し、受注者に対して報告を求めることができる。この場合において、受注者は、これに従わなければならない。

(2) 業務完了通知書、検査及び委託業務料の支払

ア 受注者は、毎月の業務を完了したときは、遅滞なく業務完了報告書を発注者に提出し、発注者の検査を受けるものとする。

イ アの検査合格後、受注者は発注者に請求書を速やかに提出し、発注者は正当な請求書を受理してから30日以内に、受注者に請求に係る業務委託料を支払うものとする。

ウ 本業務の請求金額は、契約書で定める支払計画表のとおりとする。本業務の契約期間中に本業務に係る契約金額を変更した場合は、変更契約書で定めた金額とする。

エ 各月の請求金額（以下「請求金額」という。）は契約金額を36で除した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）とする。ただし、本業務の契約期間中に契約金額を変更した場合は、変更契約書で定めた金額とする。

なお、当該請求金額の総合計金額が契約金額に満たない場合は、当該不足額を令和8年4月分の請求時に併せて請求するものとする。

(3) 仕様書遵守に要する経費

この仕様書を遵守するために要する経費は、全て受注者の負担とする。

(4) 疑義

この仕様書に定めのない事項及び本仕様書に疑義が生じた場合は、受注者発注者協議の上で定めるものとする。

## 別紙1

## 委託設備一覧

名 称	型 式	製造者	数量
① デジタル電話交換機 (P BX) ・ポート数1500 ・ナースコール連動 アイホン製 NFX-3XA-DN 8台と連動 ・ページング連動 (ドクターハリー)	DISCOVERY neo	沖電気	1 台
② P BX用電源装置 (停電バッテリー含む)	(P BX内蔵)	沖電気	1 台
③ 保守コンソール		沖電気	1 台
④ 発着信記録サーバ (UPS含む)		沖電気	1 台
⑤ 本配線盤 (MDF)・端子盤 (IDF)	MDF 2面 主要 IDF16面	—	一式
⑥ 局線中継台 (話中ランプ盤含む)	PA900	沖電気	2 台
⑦ 音声応答装置 (UPS含む) ・音声応答装置 1台、回線切替装置 2台	IVR-2430 II、 LE-612	TAKACOM	一式
⑧ P HSアンテナ	UF7100	沖電気	8 7 台
⑨ 電話機			
・多機能電話機	MKT/G-300K/S	沖電気	1 8 台
・一般電話機	ハロル CX ほか	沖電気	2 1 1 台
・P HS	WX01J ほか	日本無線	2 2 8 台
・P HS (ハンディナースコール用)	301JR	日本無線	3 9 台

## 定期点検要領

委託設備が正常に動作するよう、点検内容について毎月1回技術者を派遣して以下の点検内容のとおり行うとともに、必要に応じて予防保全を行う。

### 【毎月の点検内容】

- (1) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の建築保全業務共通仕様書（令和5年版）に定める6M・1Y周期の点検を行う。  
(施設運営に支障のある内容については、発注者の了解を得て省略可能)
- (2) 別紙1の各機器の動作を確認する。ただし、各端子盤(IDF)・各電話機本体については、個別の点検は不要とする。
- (3) 発着信記録サーバの1か月分の記録をバックアップ保存する。
- (4) デジタル電話交換機の最新設定データをバックアップ保存する。
- (5) その他、委託設備を正常に動作させるために受注者が必要と判断する点検を行う。